



■ 政治のこと生活のこと困っていること。田中あきよと一緒に考えませんか?
西宮市議会議員

田中あきよ 通信

No.009
ハート

2021年5月~8月

ごあいさつ

日ごろより、ご高配賜りまして誠にありがとうございます。
昨年の今頃は、「来年の夏はいつも通りに過ごせる」と多くの方が思っていたことでしょう。
しかし、今なお新型コロナ感染症が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。
お亡くなりになった方や、今も体調不良でお困りの方に、心よりお見舞い申し上げます。
感染症が一日も早く完全終息するように祈念いたします。

ご報告の内容は

1. 一般質問

- ・生活保護の申請をためらう人の現状について
- ・だれもが遊べる公園の進捗状況について
- ・子供の居場所づくり事業について
- ・不登校、登校拒否の子どもたちへの情報提供について

2. 教育関係の補正予算のご報告より

3. 宮本かずなり議員を偲んで

一般質問の動画配信



こちらのQRコードから
ご覧いただけます。



1.一般質問

生活保護の申請をためらう人の現状について

全国の生活保護の動向（今年の3月現在）

被保護世帯数 1,641,536 世帯（前年同月より 0.4% 増）

被保護人員 2,053,268 人（前年同月より 0.6% 減）

コロナ禍で生活が苦しいご家庭が増えているにもかかわらず、生活保護の申請は増えていない。生活保護の申請をためらう理由には、親族へ扶養（援助）が可能かどうか問い合わせる「扶養照会」があると言われている。その扶養照会の要否の決定について、今年2月26日付けで厚生労働省から「扶養義務履行が期待できない者」の新たな判断基準が示された。扶養照会の際に送付する「扶養届書」について、西宮市は資産や負債まで詳細に記入する項目があり、扶養義務者の負担になり、申請者との関係が悪化する可能性が考えられる。近隣他市を調べたところ、2市については様式が簡素化されていた。現在の扶養届書の必要はあるのか？

生活保護制度について、できるだけ敷居の低い広報をしていただきたい。さらに、扶養照会がネックとなって申請をためらう方に、すべての親族が扶養照会の対象となるわけではない点を、できるだけわかりやすく広報していただきたい。市の考えは？

市の答弁

「扶養義務履行が期待できない者」に該当した場合は、扶養照会を行わない。扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、いわゆる専業主婦（主夫）、未成年者、概ね70歳以上高齢者、夫の暴力から逃れてきた母子などに加え、虐待等の経緯があるもの、扶養義務者に借金を重ねている、相続をめぐり対立しているなどの事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良（10年程度音信不通である）の場合が該当となる。改正の趣旨を踏まえ、引き続き、丁寧に生活歴などを聞き取ったうえで、扶養の可能性調査を実施するなど配慮していきたい。

市ホームページにおいて、周知を行っている。今後は、生活保護の申請は国民の権利で、ためらわず相談いただけけるよう周知するとともに、保護のしおりに「扶養義務履行が期待できない者」を明示するなど、生活保護制度について周知を行っていく。



田中あきよの要望

生活保護は国民の権利であるのに支援が届かず、自殺に至る問題がある。扶養照会が保護決定に必ずしも必要ではないことをさらに周知すべきである。いずれ、扶養照会を無くしていくことも考えていただきたい。

だれもが遊べる公園の進捗状況について

昨年の一般質問で、ユニバーサルデザインによる公園作りを取り上げた際、市から「公園づくりに重要な視点である」との答弁があった。トイレの更新や、整備中の西宮浜総合公園、今後行われる大規模公園や身近な公園での施設改修の際、先進市での事例や利用者のご意見も参考にするということであるが、どのようにすすめているのか？利用者のご意見を参考とするとはどのような方法ですすめているのか？

市の答弁

ユニバーサルデザインに配慮した公園トイレの更新事業により、昨年度は、2箇所の工事を行い、これまでに11箇所の更新が完了し、今年度は2箇所の更新工事を予定している。また、西宮浜総合公園遊びの広場に、だれもが遊べる遊具として、声や音を相手に伝えて遊ぶ遊具や、寝転んで遊ぶウレタン製のクッションマット遊具を設置し、安全のために、ゾーン全体を囲うフェンスを設置している。インクルーシブの考え方を取り入れた公園整備は大切なことと考えており、職員自身も、先進事例の研究や遊具メーカーからの資料を取り寄せ、勉強会を実施するなど研鑽にも努めている。

また、公園の新設や改修工事を実施する際には、地元自治会などと協議を行い、地域の皆様のご意見を反映させながら進めてきたが、今後、障がいのある子どもたちの実情を知る保護者や団体、保育の現場の皆様などのご意見もお聞きし、整備に反映させていくことが大変重要であると考えている。



田中あきよの要望

大きな公園だけでなく、地域の身近な公園にもだれもが遊べる視点を取り入れ、幼い頃からみんな同じところで育っていく本当のインクルーシブを実現したい。障がいがある子どもたちが特別支援という別枠で生きていくのではなく、一緒に育ち地域で生活していくためのきっかけとして、みんなで公園の在り方から見直していきたい。

子供の居場所づくり事業について

令和元年度より、放課後の学校施設等を子どもたちの遊びや学びの場として解放する「放課後キッズルーム事業」（以下、放課後キッズとする）が実施されているが、昨年、事業見直しとなった。子どもの居場所づくりは全校で実施するという方針が出されているが、効果の検証方法はどのような視点をもって行われるのか？また、検証するには保護者のみならず学校や地域など全体的に、事業の趣旨や狙いなどを広報する必要があると考える。

新型コロナの影響で、昨年から子どもたちの生活はすっかり変わり、運動不足や、友達とマスク無しでおしゃべりができない、また学校行事も縮小される中、安全な遊び場や交流できる場が早急に必要である。これは全市における課題であり、どの校区にも平等に遊び場を設置することが必要であると考える。市の考えは？

市の答弁

「子供の居場所づくり事業」は、令和2年度までに19校に導入した。全校で実施するという方針の下、放課後における自由な居場所の実現を目指し、学校への事業趣旨の説明など、理解促進に努めていく。育成センターの待機児童対策としての効果と、コスト面を含めた事業効率などを視点として検証を行っている。

令和3年度には、さらに育成センターのニーズを多く取り込めるよう、長期休業期間中の開始時間を30分早めるなどした改良型を2校で実施している。この改良型を含めた放課後キッズ5校について、育成センターの待機児童対策の効果などを検証していく。



田中あきよの要望

子どもたちの遊び場を考えると、公園では規制が在り、昔のような空き地があるわけでもない。西宮市内の小学生約2万6千人の子どもたちが、放課後に安心して遊べる場を準備することは大人の責任である。

のんびり検証している場合ではない。育成センターの待機児童を減らす目的だけで「放課後キッズ」を導入するのではなく、どの地域にいても放課後は学校で遊べるよう早急に事業を進めていただきたい。

不登校、登校拒否の子どもたちへの情報提供について

不登校に関して最初に相談するのは学校の担任の先生であり、その対応で、その親子のその後が変わってくると言つても過言ではない。先生によって情報が異なることができるだけ無いように「子ども未来センター」などの情報が大変重要であり、そのしくみが必要だと考える。学校現場での「あすなろ学級」を含む「子ども未来センター」の認知や理解をすすめるために、どういった方法がなされているのか？

また西宮市では、不登校児童生徒が通える教育支援センターの「あすなろ学級みらい」「あすなろ学級なるおきた」「あすなろ学級かわらぎ」「あすなろ学級しおせ」と、8月末開級の「あすなろ学級やまぐち」の5つの教室が設置されている。それぞれ開設時間や、通級方法、対応人数などの違いがある。せっかく設置された教室をもっと市民の方に知っていただく必要があると考える。

市の考えは？

【あすなろ学級一覧】<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/gakkokyoku/oshirase/20419722021031113534.files/kakujyu.pdf>



市の答弁

学校では、不登校の相談窓口となる教育相談担当者を決め、不登校児童生徒の支援を中心となって担っている。不登校児童生徒の直接の窓口は通常学級担任となるが、教育相談担当者は、学校内の不登校児童生徒の実態把握や、各担任による支援状況、教育委員会や子ども未来センターとの連携など、様々な業務を担っている。教育委員会では、窓口担当者が児童生徒や保護者からの相談に対して的確なアドバイスによる支援や、関係機関とのスムーズな連携が可能となるよう研修会も実施している。子ども未来センターが担う不登校相談は、これまで通り継続していくが、より身近な学級担任や教育相談担当者、そして教育委員会も窓口となり各機関が一体となって不登校児童生徒を支援していく。

それぞれのあすなろ学級では、保護者のみなさんに学級の活動内容や予定を「あすなろ通信」として発信しており、これを市内学校園に向けても発信し多くの教職員が情報を共有できるよう工夫している。

しかし、不登校児童生徒は全国の状況と同様に増加傾向にあることから、教育委員会としては不登校児童生徒や保護者の願いや悩みに寄り添い、つながり続けることができるよう、教育相談担当者や学級担任も支援し、今後も不登校児童生徒への適切な支援体制が市民に周知されるよう広報を続けていく。



田中あきよの要望

この質問の他に、教育長に対して不登校、登校拒否の子どもたちや保護者に対する考え方を聞いた。学校に行けていない子どもたちが増えている現状や、全国で子どもの自殺が増えている中で、学校がどれだけ変わっていけるのかが大きな課題であり、そこは、教育長も同じ意見であると確認できた。子どもを守るには先生の職場環境も考える必要があり、早急な教育改革を求める。国や県の意向に左右されるものではなく、西宮市としての子ども中心の教育を構築することを要望する。

2.教育関係の補正予算のご報告

昨年度に引き続き、田中あきよは、今年度も子育てや教育を考える「教育子ども常任委員会」に所属いたします。6月議会の議案の補正予算 第5号(6億 1268万4千円)の中から、教育関係の予算のご報告です。(一部抜粋)

基礎学力向上事業経費(1,488万円)

昨年度、各学校に毎日配置されていた「学びの指導員」(児童生徒の学習支援)が、今年度は予算が付かず大幅に時間が減少し、週1回となっていた。一人一台タブレットが配られ、多様化する子どもたちの学びを確保するため週に3回ほどに増やす。

田中あきよの意見 ➡➡ 学びの指導員だけでなく、スクールソポーター(消毒作業など)も配置をしてもらいたい。現場の先生方の負担を減らすことで、子どもたちへのかかわりが違ってくると考える。

中学校学習指導推進事業経費(261万円)

部活動の民間委託と合同部活動が始まる。民間委託は、休日の部活動を民間の指導員に委託し、教員の負担を軽減する(1校)。合同は、部員数が減少している学校が他校と合同で活動することによって部員数の確保をし、活動を持続させる(3校)。市の推進委員会を設けて、今後の課題を精査していく。

田中あきよの意見 ➡➡ 民間委託は、子どもたちへの安全な指導の担保、指導員の確保や学校との関係性などが課題になると見える。また、合同は、生徒が移動することが前提となり、時間的なことや授業との兼ね合いなど、生徒の実情に合った活動となるようにしてもらいたい。今後の部活動の在り方を考える機会になると思うので、見直すべきところは生徒や先生の意見も踏まえて精査していただきたい。

春風小学校教育環境整備事業経費(最終的に約9,000万円増額)

春風小学校校舎の新築工事が進み、旧校舎の解体となった際に、アスベストが多く含まれていることがわかり、除去作業で工事の日程延長と費用の増額となった。

田中あきよの意見 ➡➡ アスベスト調査は専門家が入っているが、工事を始めてみないとわからないというのが市の意見である。しかし、建築年数や事前調査である程度の含有見込みはできるのではないか。工事の延長により、育成センターの改築工事も延長となり、経費だけでなく子どもたちへの影響も大きい。今後の改築工事などは、慎重に工事計画を立てていただきたい。

3.宮本かずなり議員を偲んで



去る7月4日(日)早朝、同じ会派で同期の宮本かずなり議員が享年49歳という若さで逝去されました。7月2日(金)の夕方、会派会議の最中に私たちの目の前で倒れ、救急搬送されましたが脳幹出血で意識が戻らないままのお別れとなりました。2年前の統一地方選挙で立憲民主党から立候補し、当選してまだ2年。市民からのご要望には真摯に向き合い、日ごろからまじめにコツコツと調べ上げた一般質問は、とても濃い内容でした。最後の一般質問は6月25日(金)、まさか一週間後にこんなことが起こるなんて、ご家族のお気持ちを思うと言葉にならず、哀切の極みです。



今後は、宮本議員が西宮市議会議員として残された功績を守り、受けつき、心血を注いでこられた証を残していくことが、少数の意見を取りこぼさないという同じ方向を目指していた私たちの使命だと思っています。

宮本議員と共に市政に取り組めたことに感謝し、さらに精進して参ります
宮本さん、どうぞ安らかにお眠りください。

これまでの活動やこれからやりたいことなど
満載のホームページです。ぜひご覧ください!!

[Email] akiyo-tanaka@kishukan0122.sakura.ne.jp

[Homepage] <http://tanakaakiyo.info/>

[Blog] <https://tanakaakiyo.exblog.jp> [Twitter] @akiyotanaka1

[Facebook] <https://www.facebook.com/profile.php?id=100010910193923>

H.P.

BLOG

Facebook

Twitter



【発行】田中あきよ

【事務所】西宮市樋ノ口町1丁目11-12-105

【Tel】090-6377-9253